

資産証明・評価証明等交付申請書

会津若松市長

令和 年 月 日

申請人 (窓口に来た人) <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 借地・借家人 <input type="checkbox"/> 相続人	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 会津若松市 東栄町3番46号
	フリガナ	アヅ 太郎
	氏名	会津 太郎
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

●申請人は身分証明書(運転免許証又は顔写真付きの住民基本台帳カード等)が必要です。
●本人及び同一世帯以外の方が申請する場合、下記『委任状』が必要です。下記『委任状』は委任者が直筆してください。
●相続等による申請の場合戸籍謄本等の添付を求められます。
●競売等のため証明書を取得する場合又は賦課期日後に資産を取得した場合等は登記事項証明書等(コピー可)の添付を求められます。
●借地・借家人が証明の申請をする場合、賃借契約書等()

1通 200円

納税義務者 (所有者)	住所(法人は所在地)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請人(窓口に来た人)と同一住所、同一世帯 <input type="checkbox"/> 申請人(窓口に来た人)と同一住所、別世帯 → 下記() <input type="checkbox"/> 会津若松市	
	所有者の人数	フリガナ	⑨ 法人のみ
	<input checked="" type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義(2名以上)	氏名又は法人名称	
※共有名義の場合 代表者等の氏名・名称		個人の場合 生年月日(明・大・ 昭 平・令〇〇.〇〇.〇〇)	※法人の代表者が申請する場合は、上記に『代表者印(又は支店長印)』を押ししてください。代表者以外の申請は下記の委任状が必要です。

必要な証明書	証明書の種類	通数	証明項目	使用目的
	<input type="checkbox"/> 1 所有証明書		資産の所在地、地目(種類)、面積	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関提出 <input type="checkbox"/> 登記申請(相続・売買)
	<input type="checkbox"/> 2 資産(無資産)証明書		資産の種類、筆数、総面積、評価総額(無資産の場合、市内に資産がないこと)	<input type="checkbox"/> 裁判所提出 <input type="checkbox"/> 確定申告(所得税・相続税)
	<input checked="" type="checkbox"/> 3 評価証明書	1	資産の所在地、地目(種類)、面積、評価額	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 4 課税台帳登録事項証明書		所有者名、資産の所在地、地目(種類)、面積、評価額、課税標準額	
	<input type="checkbox"/> 5 公課証明書		資産の所在地、地目(種類)、面積、課税標準額、固定資産税相当額	
<input checked="" type="checkbox"/> 現年度分 <input type="checkbox"/> 過年度分(平成・令和 年度)			指定年度の1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されていること	

必要な固定資産	<input checked="" type="checkbox"/> 全部(土地・家屋全て) <input type="checkbox"/> 土地全て <input type="checkbox"/> 家屋全て <input type="checkbox"/> 一部(所在地は地番を記入してください↓)	
	<input type="checkbox"/> 土地	会津若松市
	<input type="checkbox"/> 家屋	会津若松市
	<input type="checkbox"/> 土地	会津若松市
	<input type="checkbox"/> 家屋	会津若松市
	<input type="checkbox"/> 土地	会津若松市

※5筆目以降は裏面に記入してください。

委任状	住所又は法人の所在地	⑨
	氏名又は法人の名称	
	私は下記代理人に上記証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。 令和 年 月 日	
	代理人	住所 氏名

▼市役所記入欄

受付
手数料
備考 本人確認裏面参照

▲委任状は必ず委任者本人が記入・押印(スタンプ印不可)してください。

▲委任者が法人の場合は『法人代表者印(又は支店長印)』を押ししてください。

▲代理人が法人又は司法書士等(士業者)の場合、印鑑登録された代表者印又は職印を代理人欄に押ししてください。

会津若松市 2021.6